



あなたと町政をむすぶパイプ役 皆さんの声を町政に

広報むぎ

第162号

2023

11

●発行 牟岐町議会・牟岐町役場 ●編集 広報委員会 TEL.72-1111(代) ●印刷 木村プリントテック
ホームページアドレス <http://www.town.tokushima-mugi.jp/>



9月議会

町長行政報告	2
議案審議	3
補正予算	5
決算状況	6
一般質問	7
牟岐町の新しいお店を紹介	13
広葉樹林の手入れをしませんか	14

阿南税務署からのお知らせ	15
大学生の活動紹介	16
自転車用ヘルメット購入費用補助	17
国民年金保険料は社会保険料控除の対象	18
オレンジリボン・児童虐待防止 推進キャンペーン	19
里親になりませんか?	20

令和5年住生活総合調査	21
成年後見制度	22
骨髄等移植ドナー支援制度	23
裁判員制度	24
知財調停	26
山河の右下生活日記	27
海が吠えた日	28

町長行政報告

ますとみ おさむ 町長
榊富 治

懸案であった庁舎の造成ですが、今月末に造成設計の入札を行う予定となっております。

9月7日に旧海部病院を海部高校の寮として活用するため、海部郡選出県議会議員をはじめ、海部郡3町の町長、議長で徳島県知事に要望活動を行いました。

総務課関係では9月1日に県南部で行われた徳島県総合防災訓練において、美波町と合同で災害ケースマネジメント実施訓練を行いました。

デジタル推進課関係では、グループウェアの更新を行いました。また、VR災害

体験動画の作成に着手しています。

住民福祉課関係では、国の施策である「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」3万円を住民税非課税世帯に7月中旬より給付しました。

健康生活課関係の保健事業では、特定健診・がん検診を2回実施し、昨年購入した体組成計を使って保健指導を行いました。

その他、ヘルスメイトの研修会を1回開催し、母子保健事業では、離乳食教室と産婦さんへのプチ健診を1回ずつ実施し、乳幼児相談を3回、そのうち1回は、牟岐中学3年生が参加して「思春期ふれあい体験学習」を行いました。

産業課関係では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、電力・ガス・食料品等価格

高騰対策として、各事業者支援事業の実施及びプレミアム商品券については、12月末を使用期限として実施しています。

イベント関係では、4年ぶりに「内妻あじさい祭り」・「姫神祭り」・「阿波踊り競演会」を、また、牟岐あんどん展は、8月12日・13日の2日間、無事、開催することができました。

少しでも町に賑わいが戻ってきたと実感しています。皆様のご協力ありがとうございます。

企画政策課関係では、7月に、大阪天神橋筋商店街の「星愛七夕まつり」とコラボした「牟岐町七夕祭り」を開催し、JAかいふ、牟岐町観光協会、大阪公立大学松本ゼミが連携し、牟岐町の特産品販売、あんどん体験や、伝統の100年フー ドに認定された押しずし体験を実施しています。

8月には、大阪天神天満阿波踊りに出展し、徳島県関西本部の特産品販売ブースにて、大阪公立大学松本ゼミと連携し、牟岐ふるさ

と会員や関西地区の方々に牟岐町のPR活動を行っていただきます。

徳島大学建築サークルAUTが、8月24日に、町内の小学生を対象に、竹や流木などを使った「ものづくり体験イベント」を海の総合文化センターで実施するとともに、牟岐保育園において、徳島大学建築サークルAUTの学生たちが昨年度、木製のおもちやを制作し寄贈したことにより、保育園児からのお礼と交流会が行われました。

建設課関係では、国工事で、牟岐バイパス山田改良工事、県工事で日和佐牟岐線の落石対策工事を発注しています。

町工事では、繰越事業の地籍・国土調査事業を発注し、昨年、測量調査しました東川又・西川又の地図及び簿冊の閲覧をし、八坂残土処理場排水施設整備工事が竣工しています。

道路メンテナンス事業は、いとり橋補修工事を発注し、奥谷トンネル補修工事は仮契約をしています。

空家対策事業で空家等対策計画策定業務を業務委託、空家改修等支援事業(除却)1件完了し、民間建築物耐震化支援事業で2件耐震診断中です。

また、災害復旧事業では、観音寺川・町道小張山線災害査定測量設計と町道灘線災害査定測量設計を業務委託し、町道灘線災害復旧崩土応急工事で崩土と防護柵撤去を完了しています。

教育委員会関係では、公民館分館親睦球技大会のソフトラブル大会を7月、バレーボール大会を8月に開催し、BG塾・婦人学級・高齢者教室等を随時開催しました。

なお、コロナ禍でここ数年、中止されていた町民運動会や規模を縮小し開催していた文化祭は、例年のとおり実施しようと考えています。



9月定例議会の

議案の内容と審議

定例議会が9月12日から15日まで開かれ、開会日に杣富町長の行政報告後、報告2件、決算認定6件、条例の制定及び改正3件、補正予算4件、契約の締結1件、人事案件1件の提案説明が行われ、小松議員及び藤元議員からは、意見書の趣旨説明がありました。

再開日には、5名の議員が一般質問に立ち論議がなされ、その後、各議案を審議、令和4年度各会計決算認定6件を行政常任委員会に付託、町長提出の報告2件を承認、議案9件が可決・同意され、議員提出の意見書2件が可決されました。

報告

◎令和4年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率

条例

◎特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

◎専決処分した事項の承認
○令和5年度牟岐町一般会計補正予算
10月22日投開票の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙費用、第1分団消防ポンプ車の修繕費用及び豪雨で被害を受けた公共土木施設の災害復旧費用について、早期に着手する必要があったもの。
(原案承認)

条例

◎工事請負契約
道路メンテナンス事業、奥谷トンネルの修繕工事の工事請負契約をするもの。
(原案可決)

◎市宇ヶ丘交流センターの設置及び管理に関する条例
現在建設中の市宇ヶ丘交流センターに係る設置及び管理に関するもの。
(原案可決)

補正予算

るもの。

(原案可決)

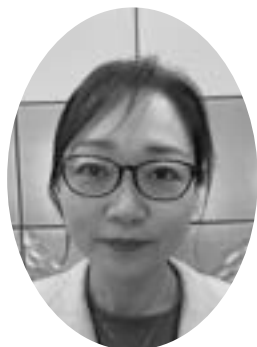
◎令和5年度牟岐町一般会計補正予算
歳入歳出予算それぞれ1億701万5千円を追加し、予算総額を35億9799万8千円とするもの。
(原案可決)

◎令和5年度牟岐町簡易水道事業会計補正予算
収益的支出の営業外費用で19万8千円、特別損失で14万3千円を追加し、収益的支出の予算総額を1億4745万7千円、資本的支出では企業債償還金で142万8千円を追加し、資本的支出の予算総額を6947万3千円とするもの。
(原案可決)

人事

◎令和5年度牟岐町後期高齢者医療特別会計補正予算
令和4年度実績により清算するもので、歳入歳出予算にそれぞれ53万9千円を減額し、予算総額を1億1060万6千円とするもの。
(原案可決)

◎牟岐町教育委員会委員の任命
任期満了となる白木華織氏の再任に同意するもので、任期は4年、令和9年10月12日まで。
(原案可決)



議

案

審

議

意見書

◎JR四国「牟岐線」の維持・存続を求める意見書

提出者 小松 広繁
賛成者 議員6名

徳島県の東南部を結ぶ「牟岐線」は、通学や通勤、買い物などの大切な移動手段として地域住民の生活を支えるとともに、地域間交流やインバウンド等の観光による地域の活性化、地方創生に向けた取り組みにおいても極めて重要な役割を担っている。

しかし、JR四国では、他の交通手段の発達や人口減少等により利用者の減少傾向が続き、コロナ禍の影響も伴い厳しい経営環境が続いている。

こうした中、JR四国は、乗客数が減少し営業収益が見込めない「牟岐線」の一部区間（阿南～阿波海南）の他2線区について、関係自治体と路線の存廃や利用

促進策について、国土交通大臣が設置する「再構築協議会」での議論を始めたいとの考えを示すなど、路線の存続が危ぶまれる動きが加速している。

本来、地方鉄道の維持やあり方については、個別の区間のみで議論すべきものではない。災害時における交通体系の確保や国が掲げる移住や関係人口の拡大を図る上でも大変重要なものであり、国の責務として四国の鉄道ネットワークをどう維持していくのか、全体の考え方や方針を整理する必要がある。

よって、国におかれては、地方鉄道の維持・存続に向け、次の事項について措置を講じるよう強く要望する。

記

1 JR四国の路線維持に向け経営基盤の安定化のため、予算・税制面において最大限の支援を行うこと。

2 沿線の地方自治体が行

う、地方鉄道の利用促進のための取り組みに対する支援を行うこと。

3 鉄道事業者の届出により事業廃止ができる現行の鉄道事業法について、地域における鉄道の利用促進の取り組みや鉄道の廃止に伴う影響を国が評価するなど、安易に廃止されることのないよう国、地方自治体が関与できる見直しを行うこと。

4 地方鉄道の維持やあり方については、輸送密度や営業収益等の経済効率性に拘った存廃の議論とならないよう国が主体的に関与する制度を構築すること。

5 地方鉄道の維持等を議論する場合、利用が少ない路線を対象に地域公共交通ネットワークのあり方だけでなく、国において今後の鉄道ネットワーク全体の方向性を示すこと。

(原案可決)

◎生活保護基準の引き上げと、制度の周知・改善を求める意見書

提出者 藤元 雅文
賛成者 木本 千代子

41年ぶりの物価高騰は、コロナ禍での経済疲弊に加え国民生活を直撃しています。政府による様々な物価対策、産業振興策が講じられていますが、生活保護世帯は、物価高騰に見合った生活保護基準を引き上げる以外に現在の生活を維持する方法がありません。また、他の多くの制度と関連していることから物価に見合った保護基準の引き上げが早急に求められています。

生活保護は、憲法第25条、生活保護法に基づき、「困窮の程度に応じた保護、自立の助長」を目的とする制度であり、国民生活を保障するための最後の砦とされています。ただ、捕捉率が低く、制度の周知徹底とともに自立助長のために制度の改善が必要です。

現在、我が国では高校卒

業後、大学や専門学校への就学率は80%を超えていますが、生活保護世帯の子どもが就学する場合、保護の対象となっていないません。したがって授業料免除制度、給付型奨学金等の就学支援制度もありますが、就学する場合、世帯分離し、多額の借金と就労しながら学資を自ら調達しなければ大学等への就学は困難です。そんな現実もあり、生活保護世帯の子どもの就学率は40%程度にとどまっています。貧困の連鎖を断ち切り、自立を助長するためにも就学率の引き上げが欠かせません。

よって本議会は、政府に対し下記について強く要望いたします。

記

1. 物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを行うこと。

2. 制度周知の徹底とともに、生活保護世帯の就学率向上のため引き続き案件整備を行うこと。

(原案可決)

質問(要旨)

(多くの議員発言がありました。紙面の都合上、一部を掲載しています。)

問 藤元議員

新しい市宇ヶ丘交流センターで剣道や柔道の練習はできるのか

答 大森副町長

出来ない。おひさまスクールを重点で考えている。

問 藤元議員

牟岐町LINEの現在の登録者数は

答 後戸デジタル推進課長

5月末時点で70名程度だったのが、3ヶ月が経ち305名まで増えた。

問 藤元議員

高校生のヘルメット着用率が低いのではないかと

答 田中総務課長

補助金制度を設けて普及を促している。

令和5年度一般会計の予算総額は

35億9799万8千円になりました。

9月補正予算は、1億701万5千円増額です。(原案可決)

歳出予算の主なもの

金 額	
45,000,000円	内部事務システム導入委託料
311,000円	自転車ヘルメット着用促進事業費補助金
1,450,000円	牟岐バイパス大谷地区支障移転手数料
1,472,900円	特別徴収税額通知電子化手数料
2,090,000円	清流荘デイサービスろ過機周辺機器及び配管修繕料
8,360,000円	高齢者インフルエンザ予防接種手数料
2,237,000円	森林整備センター分収造林事業除伐Ⅰ委託料《冷谷》(追加)
1,100,000円	大谷避難広場ソーラー照明灯設置工事
5,200,000円	避難場所表示看板設置工事
1,306,800円	教育用電子黒板購入
200,000円	町内マラソン大会経費
3,100,000円	町道小張山線災害復旧工事
3,600,000円	観音寺川災害復旧工事
15,000,000円	町道灘線災害復旧工事

歳入予算の主なもの

金 額	内 容	
14,466,000円	国庫負担金	公共土木施設災害復旧費負担金
150,000円	県補助金	自転車ヘルメット着用促進事業費補助金
2,500,000円		南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金
77,634,000円	繰越金	繰越金(追加)
2,237,000円		森林農地整備センター分収造林費用(追加)
1,200,000円	雑入	光ケーブル支障移転工事負担金(支障伝送路の移転補償)

令和4年度 各会計の決算状況

令和4年度各会計の決算について、監査委員の意見書を付けて認定を求めるもので、行政常任委員会に付託して審査する。

簡易水道事業会計決算状況

経 費 別	収 入	支 出	差 引	備 考
収 益 的 収 支	1億1910万2102円	1億1838万8408円	71万3694円	(経常的収支)
資 本 的 収 支	4億7605万1139円	4億8876万3420円	△1271万2281円	注

注 資本的収支は、水道施設の建設や改良等によって発生する収支。
不足する額1271万2281円は、消費税資本的収支調整額で補填している。

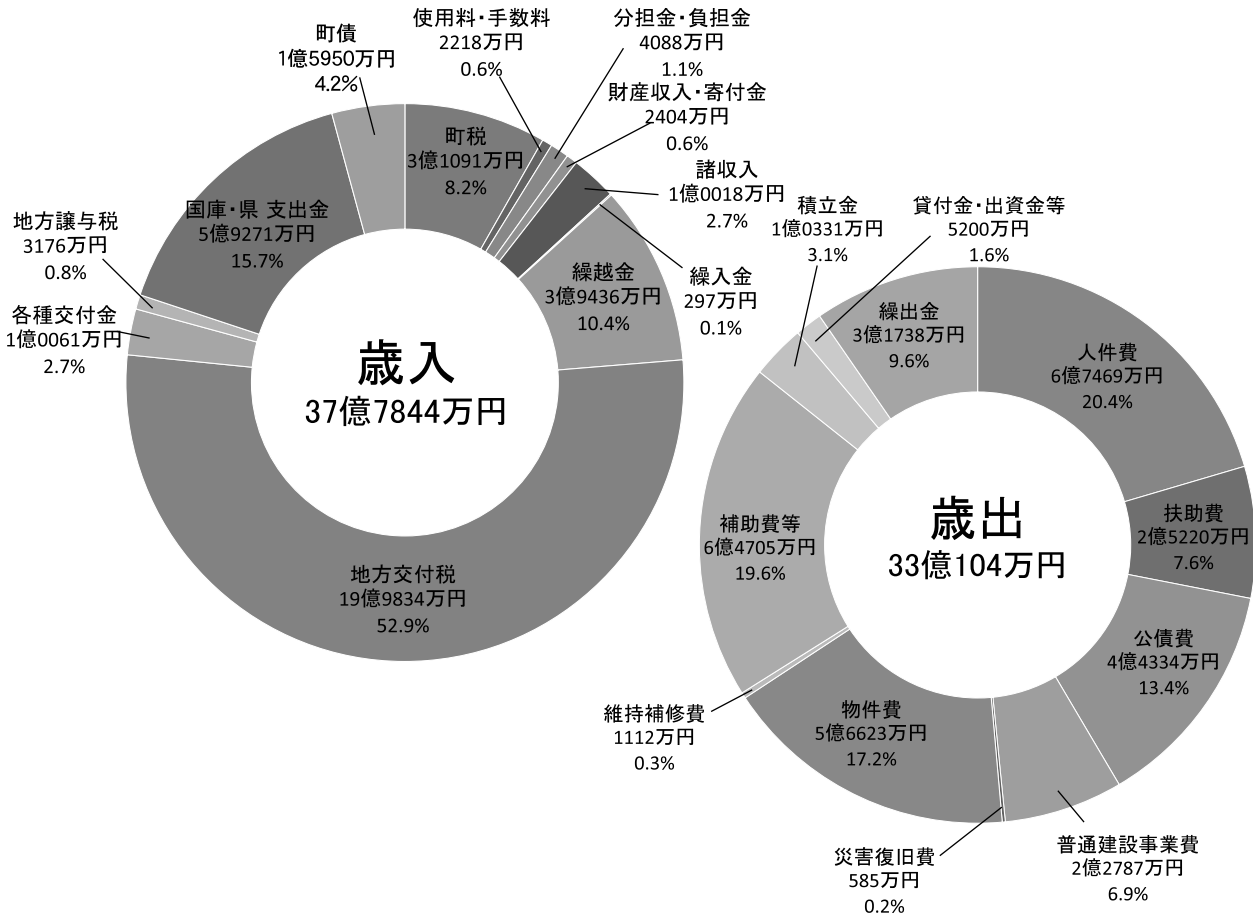
各会計決算状況

会 計 名	歳 入	歳 出	差 引	残額の措置
一 般 会 計	37億7720万1565円	33億128万7082円	4億7591万4483円	翌年度へ繰越
青少年健全育成センター特別会計	752万1933円	603万5969円	148万5964円	翌年度へ繰越
国民健康保険特別会計	6億3336万893円	5億4907万7925円	8428万2968円	翌年度へ繰越
介護保険特別会計	8億3004万25円	7億2011万6482円	1億992万3543円	翌年度へ繰越
後期高齢者医療特別会計	1億736万6081円	1億590万5465円	146万616円	翌年度へ繰越

令和4年度 普通会計 歳入歳出決算内訳

※普通会計とは

一般会計、青少年健全育成センター特別会計の2会計を合算したもので、各会計間の繰出金と繰入金、繰越金と繰上充用金を相殺したものの。



問

料理による町の活性化は

答

誘客促進事業の
取り組みを推進する
 きもと ちよこ 議員
木本 千代子

作り等を通じて牟岐町の食資源の魅力を再発見し、町の伝承料理や家庭料理の継承を通じて未来に続く牟岐の足掛かりにしたいと考え協力・支援の提案を行うのが町の見解は。

問 木本議員

牟岐町には、新鮮な魚介類や食材が豊富にあり、食材の魅力を引き出した料理を牟岐町の魅力発信のコンテンツとして位置づけ「料理」を軸にした取り組みを進めていくことで、町の活性化につなげたい。

町の未来図は牟岐町がおいしい料理で溢れる町となり、料理作りや食材選びを通じて、町が一つになる。食に関する年配の方々の知識や体験を継承、若い世代がワクワクと受け継ぎ創造していく。

町民による牟岐創作料理

答 枅富町長

牟岐町では令和5年度地産国消推進事業に取り組んでいる。目的として農林水産業体験「ゆず収穫、磯あそび、寒天作り体験等」を実施し、一次産業に触れる機会を提供。

学校給食における地場産品を利用促進し、学校給食に提供される仕組みを作り、特に地元魚介類を切り身やすり身に加工し提供できる仕組みづくりを行う。

地域食文化の継承、文化庁の100年フードに「島そうめん」新たに登録され

ガストロノミーとは

食事・料理と文化の関係を考察すること。
その土地を歩きながら、その土地ならではの食を楽しむ、自然を感じ、歴史・文化を知ること。



た「牟岐の押し寿司」とともに地域食文化の継承につながる取り組みを推進する。牟岐町観光協会・四国の右下観光局や事業所などと連携し、地域特有の「食」「自然」「文化・歴史」すべてをウォーキングによって一度に体感できるガストロノミーウォーキングなどを実施できないか、調査・研究していきたい。

問

子どもの居場所の充実を

答

「スタッフ」の意見を
聞いて検討する

ように考えているのか。

問 木本議員

子どもの年齢、性格、関心に応じて、バランスを取りながら、適切な居場所を提供することが大切である。

また、親や保護者のサポートとコミュニケーションも子どもの居場所の選択において重要な要素である。

牟岐町としては、どう子どもたちの学びや育ちを、学校に行く行かない、家庭の環境に左右されず保障できる体制を作るのかを聞ききたい。

答 枅富町長

①現在、小中学校とも数人いる。

②現在は、本町として光熱費を含む事業の場所提供にとどまっている。

③スタッフの確保及び郡内3町での支援について、今後、検討していきたい。



②近年徳島県でも「子ども未来局」が新設され、子どもたちの豊かな学びや育ちを保証する動きがあるが、本町では今後どの

一般

質

問

問

安心して子育てできる
医療体制への取り組みを

答

早急に改善する必要があり
3町で連携してやっていきたいこまつ ひろしげ
小松 広繁 議員

問 小松議員

現在、牟岐町では少子化
対策の重要課題として「子
育て支援」に取り組んでお
り、様々な支援策が実施さ
れているが、子どもの医療
体制についてはどうなのか。
本町にある県立海部病院に
は小児科があるが、診療日
は週1回水曜日だけである。県西部三好市にある県立
三好病院の小児科診療は、
月曜から金曜の朝8時半か
ら午後3時まで。火曜から
木曜の午後6時から翌朝ま
で小児科医が診てくれる。
同じ県立病院で何故これ
だけの差があるのか。海部病院に小児科専門医
が常駐すれば、三好病院に
近い診療体制がとれるはず
である。子どもを育てている親に
とってすぐ診てもらえる病
院が近くにあることはどれ
ほど心強いことか、子育て
を経験された方は、皆さん
お分かりだと思う。町行政の重要施策として
子育て支援に取り組んでい
る今こそ、病院所在地の町
長として、県南の中核病院
として位置づけられている
県立海部病院の小児科をい
つでも診療が受けられる診
療体制にするよう美波町・
海陽町と連携して小児科診
療体制の見直しを県に対し
て要望していくべきではな
いか。

答 枳富町長

指摘のとおり現在の海部
病院の小児科診療日は、週
1回水曜日だけであり、非
常に脆弱で早急に改善して
いく必要があると思う。県南で安心して子育てす
るために医療の充実は大切
だと考えており、以前より
海部郡町村会や議長会が県
に対して要望しているので、
引き続き、海部郡3町で連
携をとっていきたい。

徳島県立海部病院

問

役場新庁舎建設計画の
説明会の開催は

答

海の総合文化センターでの
全体説明会開催を予定している

問 小松議員

大地震や豪雨災害などの
大災害が発生した場合、住
民の初期救助活動や被災状
況の確認など指揮命令拠点
となるのが役場庁舎である。
しかしながら、竣工後、
半世紀が過ぎた現庁舎は老
朽化や耐震問題など災害時
の拠点とするには無理があ
り、一日も早い新庁舎建設
が必要である。町民の方々
もよく理解されているが、
多くの方が町からの詳しい
説明を求めている。建設予定地の山田地区以
外の町民に対して地区ごと
に説明会を開き、しっかりと
疑問や不安に答えること
は、行政のトップとしての
町長の責任であると思うが、
地区ごとの説明会開催の考
えはあるのか。

答 枳富町長

本年3月に新庁舎基本計
画が策定され、建設予定地
の山田地区の方々及び全町
内会長に対し基本計画の概
要の説明を行った。今後、敷地造成や新庁舎
基本設計などが確定し、開
発許可申請が認められた時
点で山田地区の方々には事
業の概要や工程の説明を行
い、山田地区以外の町民の
方々に対しては、地区ごと
ではなく、海の総合文化セ
ンターで全体説明会開催を
予定している。

説明会

「持続可能なまちづくり」の検証結果は

答

KPIを達成している項目もあれば未達成項目もある重要施策であり適切に進める



よこお まさあき 議員
横尾 政明

問 横尾議員

牟岐町総合戦略施策の基本目標4「時代にあった地域づくり、安心して暮らしを守るとともに、地域の連携をつくる」が基本的方向であり、4-3「持続可能なまちづくり（災害に強い地域づくりと人づくり）」が、具体的な施策の位置づけとなっている。

また、事業No.81、85（表2）はいずれも優先順位に取り組んでいる事業となっている。

① KPI（数値目標）の状況は（表1）であり町の見解は。

② 自主防災組織との連携密度を高くし、防災士の避難訓練においての役割を充実させる等、必要ではないか。

③ 事業No.82事前復興計画の検証については、行政と住民の合意形成が長期にわたることを考慮すると、この計画の必要性・重要性の認識不足では。

答 田中総務課長

① KPIを達成している項目もあれば未達成項目もある。重要施策であり適切に進める。

答 桝富町長

② 「防災リーダー育成事業」として、防災に関するワークショップを実施の予定であり、自主防災組織にも参加をうながし、啓発と連携に向けた関係性を構築する。

防災士は、日頃から防災に関する知見を広げる必要があり、防災事業等での関わり方を検討する。

③ 重要な計画と認識しているが、計画策定のためには応急仮設住宅用地や災害廃棄物の仮置き場、身元不明遺体の保管場所など、行政だけでは解決できない事項が多く、KPIについては達成に至っていない。

また、限られた職員数を鑑み、事前復興計画については検討に留まり、早急な取り組みが厳しいのが現状だが、事前復興を念頭に置きながら、防災事業を進めたい。

「牟岐町総合戦略施策」の一部

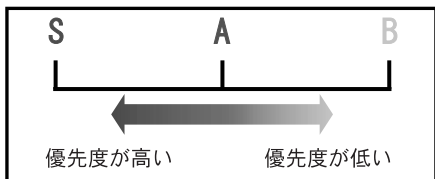
基本目標（4）：時代にあった地域をつくり、安心して暮らしを守るとともに、地域の連携をつくる
4-3：持続可能なまちづくり（災害に強い地域づくりと人づくり）

（表1）

項 目	KPI (数値目標)	令和4年度 (今回)
避難路指定件数	25件 / 5年	0件 / 年
事前復興計画の検討	5年以内に検討	実績なし
地域の避難計画策定	27地区 / 5年	11地区
防災活動リーダー認定数	30人 / 5年	11人 / 年
全町地震津波避難訓練	1回 / 年	1回 / 年
市宇ヶ丘合同避難訓練	随時実施	随時実施

（表2）

事業 No.	優先順位	具体的な取り組み（事業）
81	S	避難路・避難場所の充実
82	S	事前復興計画の検討
83	S	地域ごとの避難計画の作成
84	S	自主防災活動の支援
85	S	住民の防災意識向上に向けた取り組み



事前復興イメージトレーニング研修

問

役場職員の人手不足の
状況と課題、今後の対策は

答

人員数は目標値に沿っている。
外部委託や情報化など、業務効率化を進めるつだ しゅういち 議員
津田 修一

問 津田議員

山積する課題を解決して
牟岐町を活性化していくた
めには役場職員のリーダ
シップが欠かせない。しか
し、役場が担う行政は大き
く捉えても保健・医療・福
祉・衛生・産業振興・教育
・防災・インフラ整備・土
地の調査開発など非常に幅
広く、さらには、庁舎移転
やゴミ処理施設建て替えな
どの大型案件や国からの急
な委託事務もあり、役場職
員は重要な事務を一人で複
数担当しなければならな
い状況である。

困難な課題を解決してい

く力は組織を構成する人の
知恵と協力だと考えるが、
それには職員に余力、余裕
が必要である。しかし、現
状では職員が目の前の業務
に忙殺されていて時間的・
精神的なゆとりがないので
はないかと憂慮している。
そこで、現在の人員不足の
状況と課題、負担の重い業
務にどのようなものがある
かを問う。次に、日本総合研究所が
2021年4月に出した「
地方公務員は足りているか」
というレポートによると、
2018年と比べて203
0年には約80%、2045
年には約65%しか必要人員
数を満たせなくなるとい
う推計がある。全国的な少
子化によって、今後の職員
数は今より更に足りなくな
っていく可能性が高い。

役場窓口の様子

財政的な制約から増員し
て対応することは難しいた
め、考えられる一つの方策
が業務の効率化だが、現在
牟岐町はどのように業務効
率化に取り組んでいるか、
そして今後どのように進め
ていく考えなのか。

答 枅富町長

現在の職員数は、正規職
員78名、会計年度任用職員
43名の計121名で、内、
派遣2名、休職者2名であ
る。正規職員数について、
類似団体との単純比較では
20名以上少ない状況だが、
将来的な人口減少を加味し
た定員管理計画の目標数値
78名に対しては適切な職員
数となっている。今後も、
適切な定員管理を実施して
いく。負担の大きい業務として
は、通常業務より新規業務
や急に追加された業務が考
えられる。他の自治体と比
べて行政規模は小さくても
行政事務の量は変わらない
ため、一人が多くの事務を
掛け持ちし、事務量が多い
のが現状である。負担軽減のために、課内
での一人一人の事務量のバ
ランスを保つことはもとよ
り、可能な業務は外部委託
することを検討していく必
要があると考えている。業務の効率化については、
現在、業務のシステム化を
図り、ソフトウェア型ロボットを利用して定型業務を
自動化してくれるRPAの
導入に取り組んでいる。今
後は、議会へのタブレット
導入や、内部事務システム
の導入によりペーパーレス
化を図ることで、ワークフ
ローや文書管理・備品管理
などの業務効率化を進め
ていく。

議会へ導入予定のタブレット

RPAとは

「ロボティックプロセスオートメーション
(Robotic Process Automation)」の
頭文字を取った単語

日本語で言うと

「ロボットによる業務自動化」
「人間がやってきた作業」を覚えさせ、
自動で遂行させることができる仕組み

問

「千年サンゴ」の
さらなる活用を

答

地域活性化につなげたい

ふじもと まさふみ
藤元 雅文 議員

問 藤元議員

人口減少、少子高齢化、地場産業の衰退。それに加えて、国道55線バイパス完成後は、ほとんどの車はバイパスを通り、「命の道」としての役割は果たせても本町経済にマイナスになることは間違いない。

近い将来のことを考えても、定住・交流・関係人口を増やすことを、今まで以上に真剣に考えなければならぬ。

「千年サンゴ」を、大島湾に静かに寝かせておくのは余りにも勿体ない。世界的にも珍しいサンゴであり、

千年サンゴ 高さ約9m
外周約30m 年齢1000年超

「千年サンゴと活きるまちづくり協議会」等と協力・連携し、保全活動や魅力発信に努める。

世界的にも希少な郷土の自然財産である「千年サンゴ」とその保全活動についてPR活動を展開するとともに「千年サンゴ」サポーターを募集し、この活動への理解と支援の拡大を図っている。

答 榎富町長

過去の経験、教訓を検証し、「千年サンゴ」を観光資源として活かし、町活性化に本腰を入れるべきでは。

問

若い退職者を出さない方策は

答

役場でのコミュニケーションの
活性化を図る

問 藤元議員

職員が、仕事に誇りを持ち、生きがいを感じながら働ける職場づくりは、結果的に本町住民の福祉の増進につながるのであるが、若い職員の短期間での退職は残念であり、一から職員を育てなければならず、本町にとっても損失である。

過去5年間の職員採用数と途中退職者数、その退職理由は。また今後、若い退職者を出さない方策は。

答 榎富町長

令和元年から4年5か月間で22名を新規採用。同期間に、定年退職4名、応募認定退職2名、普通退職9名など、合わせて15名が退職。そのうち、6名が在職5年以内の若手職員であり、スキルアップを目指しての転職が多い。

問

自衛隊への個人情報提供は
問題でないか

答

検討課題とする

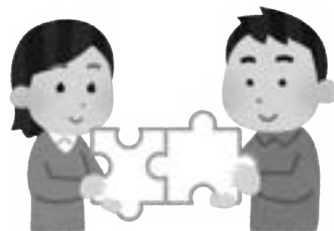
問 藤元議員

知らない人が多いが、本町の青年、18歳と22歳の住所、氏名、年齢、性別の個人情報をも自衛隊に閲覧させている。

自衛隊、憲法改正に対する国民の意見は大きく分かれており、今後、閲覧だけではなく、名簿の提出をするなら、本人の意思を尊重する意味から、最低限、除外申請制度創設とセットにすべきではないか。

答 海部住民福祉課長

例年、防衛大臣より情報提供の依頼文が届き、閲覧させている。他の自治体では紙媒体で名簿を渡しているところもあり、県南部5市町村では、本町と1自治体を除き紙媒体で提供している。個人の意思を尊重することも現在では重大であり、他の自治体の事例も確認し、今後の検討課題とする。



一

般

質

問

『町村議会広報研修会に参加して』

広報編集委員会 副委員長 木本千代子

東京都の日経ホールで開催され、研修プログラムには、以下のセッションが含まれていました。

① 『広報担当者が知っておきたい法律知識』

弁護士によるセッション。法律知識の重要性を強調し、広報活動に関連する法律ポイント。

② 『夢中にさせる広報紙作り基礎の基礎』

メディアプランナーが講師を務め、広報紙の基本的な制作方法やコンテンツ戦略について。

③ 『パッとわかる広報紙にやってはいけないデザイン講座』

グラフィックデザイナーが登壇し、広報紙のデザインにおける注意すべきポイントと、避けるべきデザインの失敗例。

著作権や肖像権等の広報活動における法的知識、広報紙の制作、デザイン等、今後の広報誌作りに役立てたいと思います。

議会の動き

主な活動をお知らせします。なお、行事名は一部省略もあります。

8月

10日 牟岐町議会議員研修会

27日 徳島県戦没者追悼式（徳島市）

28日 牟岐町議会議員勉強会

9月

1日 徳島県総合防災訓練（海陽町）

5日 9月議会の全員協議会、議会運営委員会

6日 牟岐町敬老の日のつどい

7日 海部郡3町長・3議長 要望活動（徳島県庁）

12日
〃 第3回定例町議会

15日

26日 町村議会広報研修会（東京都）

28日 四国四県町村長・議長大会（香川県琴平町）

10月

6日 広報編集委員会

13日 四国地区町村議会議長会研修会（徳島市）

18日
〃 市町村議会議員研修「3日間コース」（滋賀県）

20日

20日 四国8の字四国東南部連盟 総会（高知県芸西村）

23日 徳島県海部郡・高知県安芸郡合同要望（徳島県庁）

27日 行政常任委員会（決算審査）

28日 未知フォーラム2023 in 阿南（阿南市）

30日 四国8の字四国東南部連盟 四国地方整備局要望（高松市）

11月

8日 海部郡議員研修会

編集後記

今年は例年に無いとても暑い夏でした。

やっと曼珠沙華の花も咲き少し涼しくなったのでしょうか。

子どもたちの教育支援は、地域の学校や図書館でのプログラム充実に向けて取り組まれています。子どもたちの居場所作りの「われもこう」「てらす食堂」での応援サポート名簿登録もどんどん増えていくようです。牟岐町の未来のために、みんなで力を合わせていきたいですね。

秋が訪れ、季節の変わり目でもあります。風邪やインフルエンザの季節ですので、健康にはくれぐれもお気を付けてください。



NEW OPEN 牟岐町の新しいお店を紹介!!

いせだ屋

【氏名】伊勢田 美千代 【住所】〒775-0101 徳島県海部郡海陽町浅川字川ヨリ東40-11

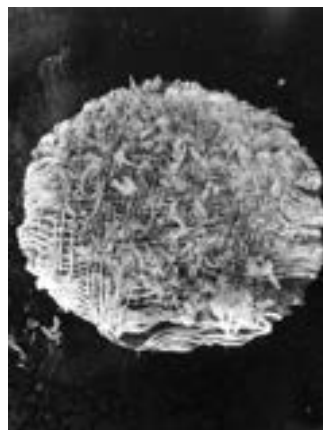
【お問合せ】0884-73-3589

【お店紹介】お好み焼や鉄板焼きを中心に、多彩な居酒屋メニューも用意して皆様のご来店をお待ちしております。

【おすすめの一品】ミックスモダン焼き

【牟岐の思い出】中学生の頃、夏の楽しみは、友達と海は砂美の浜、川は大関で泳ぐことでした。帰りに役場の近くにあった「ことぶき」で大判焼きやかき氷を食べることが日課ようになっていました。そこで食べるパインチェリー（パイナップルやチェリーがのったかき氷）の味が、私の夏の思い出です。

【メッセージ】牟岐へ帰省の際は、ちょっと足をのばして、浅川にある「いせだ屋」へお立ち寄りください。牟岐ゆかりの方に会える日を心待ちにしております。



事業者の皆様へ

牟岐ゆかりの方が営む飲食店や宿泊施設、立ち寄れる施設等の情報をいまより多く収集し、牟岐ゆかり店として情報発信していきます。牟岐ゆかり店で牟岐産農林水産物の取引をいただいたり、旅行や出張で立ち寄ったり、それぞれの土地で牟岐人の輪を育み、不慣れな土地で孤立せず相談できる拠点として、全国に散らばった牟岐人マップを作成していきます。

牟岐ゆかり店の情報をお待ちしています。

お問い合わせ先 牟岐町産業課 TEL72-3419

とくしま林業アカデミー 第9期生の研修生を募集します!

令和6年度 研修生を募集します!

1年間の研修により、林業の現場で即戦力となる知識・技術を習得できます。

※令和5年度中に試験を3回行い30名を募集予定

とくしま林業アカデミー WEBサイト

- ▶ 募集期間 令和5年7月1日(土)～
令和6年1月26日(金)
- ▶ 試験日 第1回 令和5年9月3日(日) 実施済
第2回 令和5年12月3日(日)
第3回 令和6年2月4日(日)



入学金・研修費用必要資格取得無料

さらに条件を満たせば「緑の青年就業準備給付金」年間最大155万円支給。

【お問い合わせ先】

〒770-0045 徳島市南庄町5丁目1-9
公益社団法人 徳島森林づくり推進機構 技術支援課

徳島県木材利用創造センター「林業人材育成棟」
TEL : 088-635-7812・FAX : 088-661-6055

森林所有者の皆さまへ ～広葉樹林の手入れをしませんか～

かつて牟岐町ではウメメガシやカシなどの常緑広葉樹を使った非皆伐施業である「こりきりんぎょう樵木林業」が盛んに行われ、伐り出した木材は薪炭材の原料として地域のみならず関西都市部の暮らしをも支えていました。ところが、昭和29年代の燃料革命により薪炭需要の減少の結果、樵木林業も衰退し、管理が行き届かなくなった現在では広葉樹林の放置が問題になっています。

こうした状況の中、樵木林業を再興させ県南の地域振興につなげようと令和3年10月に官民連携で設立されたのが「とくしま樵木林業推進協議会」です。また、令和5年2月に「備長炭」を生産する新たな炭窯が美波町管内に2基完成したことをきっかけに、担い手も少しずつ増え、地域産業が再び盛り上がりを見せています。

県南の貴重な「広葉樹の森林」を次世代に引き継ぐためには、適切な伐採・手入れを行い、山を若返らせることが重要です。

森林所有者の皆さまには、山の手入れを前向きにご検討いただき、施業に関するご相談やご質問については、とくしま樵木林業推進協議会事務局（徳島県南部総合県民局農林水産部美波庁舎 林務担当）までお気軽にご連絡ください。

【とくしま樵木林業推進協議会（事務局） TEL 0884—74—7485】



県下一斉徴収強化月間(11月～12月)

「税の納め忘れはありませんか？」

徳島県と県内全市町村は、税の公平性を確保するため、11月と12月を「県下一斉徴収強化月間」に設定し、連携して県下一斉に徴収を強化しています。

納期限が過ぎていないのに納付していない方は、金融機関または税務会計課ですぐに納付してください。（納期限から一定期間経過していると納付書が使用できない場合があります。その場合は税務会計課までご連絡ください。）

催告しても納付していただけない滞納者に対しては、財産の差押などの滞納処分を行います。高額・悪質な滞納案件は、徳島滞納整理機構に徴収を移管することがあります。

納付できない特別の事情がある方は必ずご相談ください。

牟岐町税務会計課（電話72—3410）

牟岐町地震津波避難訓練のおしらせ

牟岐町では、令和6年1月28日（日）に全町民を対象とし、津波避難訓練を計画しています。皆様の積極的な訓練参加をお願いいたします。

訓練実施日 令和6年1月28日（日）午前8時00分～8時30分

時間	訓練項目	訓練内容
8:00	地震発生	①全町サイレン吹鳴（鳴っている間地震と想定）
8:01	避難開始	防災無線で津波発生による「避難命令」を一斉広報
	避難終了	①避難場所へ到着 ②避難者同士での話し合い等
8:30	避難解除	「避難解除」の一斉広報

阿南税務署からのお知らせ

消費税インボイス制度説明会等について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まっています。

インボイス制度への対応が決まっていない事業者の方に、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度への対応をご検討いただくため、インボイス制度等説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

●インボイス制度説明会（登録要否相談会）

- 説明会では、消費税の仕組みとインボイス制度の概要を説明します。
- 説明会終了後、【登録の要否】や【インボイスの作成方法】等、インボイス制度に関する個別相談を希望される方を対象に登録要否相談会を開催し対応させていただきます。
- 詳しくは、お申込みの際に職員までお問い合わせください。

説明会の名称	開催日時	開催場所	定員
「インボイス制度説明会」 及び 「登録要否相談会」	令和5年12月7日(木)	【会場】 阿南市商工業振興センター 2階展示ホール (阿南市富岡町今福寺34-4) 【開催時間】 13:30~16:30	50名

●インボイス制度等説明会にご参加いただく方へ

- ・各説明会については、**事前予約制**としますので、事前に次のお問合せ先まで申込みをお願いします。
- ・インボイス制度説明会、登録要否相談会（個別相談）いずれか一方のみの参加も可能です。いずれか一方のみの参加を希望される場合は、お申込みの際にその旨お伝えください。

お問い合わせ先

阿南税務署 個人課税部門 0884-22-0416（直通）

※ 国税庁インボイス制度特設サイトでは、インボイス制度について解説した
国税庁動画チャンネルのほか、Q&Aなどを掲載しています。



阿南税務署

インボイス制度
特設サイト

産前産後期間の国民健康保険税の免除について

牟岐町の国民健康保険に加入している人が出産した場合に世帯主等からの届出に基づき国民健康保険税を免除します。

対 象 者：妊娠85日以降に出産した人（死産・流産・人工中絶を含む）

対 象 期 間：出産の予定日（出産日）が属する月の前月から4か月間

多胎妊娠の場合は、出産の予定日（出産日）の属する月の3か月前から6か月間

ただし、令和6年1月以降該当する免除対象月がある場合に限りです。（令和5年11月以降に出産する予定の被保険者または出産した被保険者が対象となります。）

免 除 額：対象期間の所得割保険税額と均等割保険税額

免除の届出：税務会計課に「産前産後期間に係る保険税免除届出書」を提出してください。その際、出産予定日を確認できる書類、単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認できる書類をご持参ください。届出は、出産予定日の6か月前から提出できます。

牟岐町税務会計課（電話72-3410）

大学生の活動紹介

徳島大学建築サークルAUTは、8月に牟岐の子どもたちとの交流、9月に「牟岐少年自然の家」「モラスコむぎ」の看板をサンラインに設置しました。

建築サークルAUTでは、保育園の子どもたちが遊ぶおもちゃの製作を行っており、今回初めての交流を行いました。保育園児から大学生への質問コーナーでは「好きな恐竜は何ですか?」。など可愛い質問が投げかけられ、終始和やかで素敵な時間となりました。

小学生のシラタマ学級では、「竹あんどん」「石ころアート」「流木手づくり照明」のものづくりワークショップや「新聞橋梁づくり」が行われ、大学生のお兄さんに教えてもらいながら、ものづくりを楽しみました。

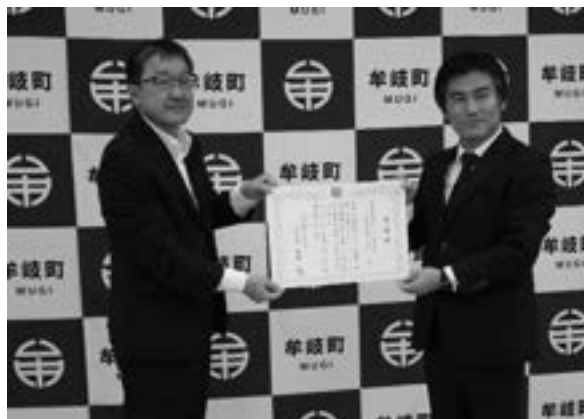
参加した大学生からも「製作したおもちゃで実際に遊んでくれているのを見て嬉しくなりました。(保育園交流会)」「参加してくれた一人一人と話しながら工作でき、貴重な経験となりました。(シラタマ学級)」と、子どもたちと交流し、牟岐をより身近に感じるきっかけとなりました。



企業版ふるさと納税制度を活用して寄附金がありました

四国情報管理センター株式会社様より、寄附をいただきました。

「牟岐町まち・ひと・しごと創生推進計画」の中から「時代にあった地域をつくり、安心して暮らしを守るとともに、地域の連携をつくる事業」に活用させていただきます。



海部郡衛生処理事務組合からのお知らせ

年末、年始のし尿汲み取り申し込みについて

年末は、し尿の汲み取り申し込みがたいへん多くなるため、年末までに汲み取りを希望される方は12月8日までに海部郡衛生処理事務組合(TEL: 72-2696 土日除く)まで、お早めにお申し込みください。

尚、12月11日以降の汲み取り及び浄化槽の汚泥引き申し込み分は、1月5日以降となります。

自転車用ヘルメットの購入費用を補助します

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。牟岐町では、自転車を利用する65歳以上の方または16歳以上18歳以下の方を対象に、自転車乗車中のヘルメット着用普及促進のため、購入費用の一部を補助します。

対象者

牟岐町に住民登録がある方で①または②の方

- ①今年度に満65歳以上となる方
(昭和34年4月1日より前に生まれた方)
- ②今年度に満16歳～満18歳になる方(高校生世代)
(平成17年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方)

補助金額

購入費の2分の1
(上限3,000円)

- ※1人につき1回(個)限り
- ※100円未満切り捨て
- ※ポイント利用や値引き分・送料等は対象外

申請期間

令和5年10月2日(月)から令和6年3月31日(日)まで(郵送は到着分まで)
※土日・祝日・年末年始を除く 午前8時30分から午後5時まで

対象となるヘルメット(※①②の両方を満たしているもの)

- ①令和5年8月4日以降に新品で購入したもの
- ②安全基準の認証を受けたものとして以下のマークのいずれかがついているもの

〔安全基準認証マークの例〕 ※その他、これらの安全性の認証に類すると認められるもの

SG マーク JCF マーク CE マーク GS マーク CPSC マーク



申請に必要な書類

①申請書

牟岐町ホームページからのダウンロードまたは牟岐町役場総務課で入手できます。

②領収書等の写し

申請者氏名・購入日・購入店名・メーカー・品名・購入金額の記載のあるもの
※いずれかの記載がない場合は、購入明細書などと合わせて提出

③安全基準の認証が確認できる書類の写し

保証書・取扱説明書・安全基準マークが確認できるヘルメットの写真等

④申請者本人の振込先口座が確認できる通帳等の写し

通帳の見開き1ページ目全面やキャッシュカードの写し等

【お問い合わせ先】 総務課 TEL 72-3411

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

日本年金機構から、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに送付されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

送付スケジュールは次のとおりです。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。（登録をすると郵送がされなくなります。）

電子版の利用方法等については、日本年金機構ホームページで動画を掲載しています。

	対象者	送付時期	
①	令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方	郵送	令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	①のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和5年10月中旬から10月下旬にかけて順次
③	令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます。）	郵送	令和6年2月上旬
④	③のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和6年1月下旬

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問（Q&A）等については、日本年金機構ホームページに掲載される予定（令和5年10月上旬予定）ですので、ぜひご利用ください。

また、同ホームページに、お客様からの照会に対してチャットの形式で自動的に応答するチャットボット（控除証明書相談チャット）が開設される予定（令和5年10月下旬予定）です。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するお問い合わせ（電子送付に関するお問い合わせを除く）については、次のダイヤルでもお受けしています。

☎ お問い合わせ先の名称	ねんきん加入者ダイヤル
☎ 電話番号	(ナビダイヤル) 0570-003-004
	050から始まる電話の場合は、(東京) 03-6630-2525
☎ 受付時間	
・月～金曜日	午前8：30～午後7：00
・第2土曜日	午前9：30～午後4：00
※土日・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。	



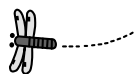
12月3日から12月9日までの1週間は「障害者週間」です

国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指していきましょう。

お問い合わせ先 住民福祉課 TEL 72-3416

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」です



虐待されている子どもたちを
守ることができるのはあなたかもしれません

児童虐待の現状

令和4年度に徳島県の児童相談所が対応した虐待相談件数は1039件でした。

また、令和3年度の児童虐待による死亡事例は、全国で74件に及んでいます。



「しつけ」と「虐待」の違い

「しつけ」とは、子どもが社会の中で生きていくために必要な善悪や礼儀作法を教え自律に導くことです。保護者は、子どもを一人の人間として感情や価値観を尊重し、暴力以外の方法によってしつけを行わなければならない。

「虐待」とは、保護者が子どもに行う行為で、子どもの心や体を傷つけたり、健全な成長や発達を損なう行為をいい、体に直接危害を加える行為に限らず、子どもに対する不適切な関わり全てを含みます。

保護者がいくら一生懸命で、子どもをかわいいと思っていても、「しつけ」のつもりであったとしても、子どもにとって有害な行為であれば虐待です。

虐待の定義

身体的虐待 殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、家の外に閉め出す、長時間正座をさせる など	性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト（養育の拒否） 食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病気やけがをしても病院に連れて行かない など	心理的虐待 言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう（DV） など



気になることがあったら、
「通告」してください



通告とは、「気になることを相談すること」です。

あなたの判断で「しつけの限度を超えている」「子どもへの関わり方がおかしい」と感じたら迷わず通告してください。誰が通告者かを知られることはありません。保育所や学校に通っていない子どもが虐待されているとしたら、それに気づき守ることができるのは、あなたかもしれません。

児童相談所虐待対応ダイヤル 189

お近くの児童相談所につながります。（24時間365日通話料無料）

〔相談窓口〕

- 南部こども女性相談センター Tel (0884) 22-7130
- 牟岐町役場 住民福祉課 Tel (0884) 72-3416



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

子どもたちの健やかな成長のため里親になりませんか？

里親とは

「里親」＝「養子縁組」だと思いませんか

子どもの成長には、家庭で暮らす時間や経験がとても大きな役割を担っています。
ところが今、さまざまな事情で自分の家族と暮らせない子どもたちがいます。子どもたちを迎え入れ、温かい愛情と正しい理解でその成長をサポートする人が「里親」です。

里親の種類

4つの種類があります

養育里親	様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親です。
専門里親	養育里親のうち、非行、虐待などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。
養子縁組里親	養子縁組によって、子どもの養親となることを希望する里親です。
親族里親	実親が死亡、行方不明等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親です。

里親委託まで

里子の受け入れまでは段階を踏むので安心！



児童の委託を受けた里親には委託費が支給されます。また、医療費は県で負担します。

里親制度説明会 11月に里親制度説明会を開催します（要申込み）

（11月）日時：令和5年11月26日 午前10時～12時、場所：ふれあい健康館

説明会に関する詳しい情報は、徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属乳児院（電話 0885-32-0555）へお気軽にお問い合わせください。

〔相談窓口〕南部こども女性相談センター Tel(0884)22-7130

〔検索〕「とくしまはぐくみネット」

最低賃金改正のお知らせ

徳島県最低賃金 時間額896円

発効日は、令和5年10月1日から

最低賃金に関するお問い合わせは、

徳島労働局労働基準部賃金室（TEL 088-652-9165）まで

算定賃金の改正に伴う労働面、経営面のご相談や業務改善助成金に関するお問い合わせは、

徳島働き方改革推進支援センター（TEL 0120-967-951）まで

令和5年住生活総合調査にご協力ください

12月1日、全国で「令和5年住生活総合調査」が行われます。

この調査は、住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得ることを目的としています。

国土交通省が調査の実施主体であり、同省から業務を委託された民間事業者が事務を行います。

今回は、10月に実施された住宅・土地統計調査（総務省）に回答いただいた世帯の中から一定の抽出方法により無作為抽出された、全国約10.8万世帯が対象となっています。

対象世帯には11月下旬から郵送により調査票が配布されますので、オンラインまたは郵送による回答へのご協力をお願いします。

○ お問い合わせ先

令和5年住生活総合調査事務局

電話番号：0120-169-037（専用フリーダイヤル）

設置期間：令和5年11月21日（火）～令和5年12月28日（木）まで

受付時間：火曜日～土曜日の午前10時00分～午後6時00分（日曜日・月曜日除く）

牟岐町役場建設課

電話番号：0884-72-3418

シニアの皆さん!「介護助手」として活躍しませんか?

「介護助手」とは、介護施設で、「清掃やシーツ交換、話し相手」など身体への負担が比較的少ない「介護の周辺業務」を担うお仕事です。「短時間勤務」「無資格」「未経験」でも御参加いただけます。

- 対象／概ね60歳以上（50代も可）
- 期間／雇用開始日から3カ月間（施設と相談後、継続雇用あり）
- 業務内容／各施設により異なります

参加方法等詳しくは、

徳島県社会福祉協議会HPをご覧ください。お問い合わせください。

問い合わせ 同協議会 TEL. 088-625-2040



詳しくはコチラ

「合同労働相談会」を開催

「徳島県社会保険労務士会」・「徳島労働局雇用環境・均等室」・「徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課」・「徳島県労働委員会」が連携し、解雇、賃金、残業代未払、配置転換、パワハラなどの労使間トラブルについて、それぞれの長所を発揮して、幅広く早期解決のためのアドバイスをします。

【と き】 令和5年12月10日（日）午後1時から午後4時30分まで
（受付は午後0時45分から午後4時まで）

【と こ ろ】 シビックセンター（アミコビル4階）

【申 込 み】 事前予約優先（12月8日（金）午後3時まで）

（電話 088-621-3234）（FAX 088-621-2889）

（E-mail roudouiinkai@pref.tokushima.jp）



（申込QRコード）

【相 談 料】 無料

【問い合わせ】 徳島県労働委員会事務局

電 話 088-621-3234 ファクス 088-621-2889

E-mail roudouiinkai@pref.tokushima.jp

このようなことでお困りではありませんか？

- ◆自分に何かあった時に、障がいのある子どものことが心配！
- ◆認知症の親が悪徳商法にだまされないだろうか？心配！
- ◆福祉サービスを利用したいが、自分で決めることができない
- ◆身寄りがないので、認知症になる前に任せられる人を決めておきたい
- ◆預貯金や不動産の管理ができない

成年後見制度とは？

- ◆成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度は大きく2つに分類

- ◆法定後見制度…認知症などで判断能力がすでに不十分な人が対象の制度
 - 本人や親族などが家庭裁判所に申し立て、医師の診断書による判断能力の程度に応じて「後見人」「保佐人」「補助人」が選任されます。
- ◆任意後見制度…将来、判断能力が不十分になったためのために備える制度
 - 判断能力の低下に備えて、あらかじめ支援者(任意後見人)や支援内容について、契約を公正証書で結ぶものです。
 - 本人の判断能力が低下したら本人や親族、任意後見人が家庭裁判所に申し立て、任意後見人を監督する任意後見監督人が選任されてから、契約の効力が生じます。

法定後見制度



ほとんど自分で
判断できない方

後見人

全ての契約等の代理、取消ができます



判断能力が著しく
不十分な方

保佐人

裁判所が定めた重要な
契約や財産管理の代理
や判断の確認をします
(本人の同意が必要)



判断能力が
不十分な方

補助人

裁判所が定めた特定の
契約や財産管理の
判断の手助けをします
(本人の同意が必要)

任意後見制度



現在は判断能力が
十分な方

任意後見人

本人の判断能力が不十分
になってから、あらかじ
め契約しておいた内容で
支援します

成年後見人等ができること

◆本人の心身の状態や考えを尊重し、「財産管理」「身上保護」を行います。

「財産管理」

- ・印鑑、預金通帳の管理
- ・年金の受け取りや税金の納付
- ・不動産の管理や処分
- ・遺産相続の手続き など

「身上保護」

- ・介護施設の入所契約や支払い
- ・医療、福祉サービスの手続き
- ・定期訪問で生活状況を確認
- ・家賃の支払いや契約更新 など

成年後見人等ができないこと

◆次の行為は、成年後見人等の役割には含まれません。

成年後見人等は本人や家族に代わり、何でもできるというわけではありません。

- ・手術や治療など、医療行為への同意
- ・日常の買い物、食事の世話
- ・身元保証人、身元引受人
- ・遺言作成、婚姻・離婚合意などの身分行為や手続き など

成年後見制度を利用したい・相談したいと思ったらお問い合わせください。**牟岐町成年後見センター** **70-1551**徳島家庭裁判所 牟岐出張所  72-0074 牟岐町役場 健康生活課  72-3417牟岐町地域包括支援センター  72-1600 牟岐町役場 住民福祉課  72-3416

徳島県内骨髄等移植ドナー支援制度のご案内

Q、骨髄等移植等ドナー支援制度とは？

A、骨髄等を提供した方（ドナー）やドナーが勤務する事業所が一定の要件を満たした場合に、助成を受けられる制度です。

＊（公財）日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業における提供に限ります。

Q、助成の内容は？

A、提供1回あたり、次の金額が助成されます。

ドナー：通院等日数×2万円（最大14万円）

事業所：5万円

Q、助成を受けるための要件は？

A、各市町村により異なります。詳しくは各市町村にお問い合わせください。

＊就業していない方でも申し込めます。

＊骨髄等を提供するための「特別休暇制度」がある事業所に勤務する方は対象外です。

お問い合わせは…牟岐町役場・健康生活課 TEL72-3417まで

裁判員制度

まもなく名簿記載通知を送送します！

裁判員制度

裁判員制度は、国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを決める制度です。

裁判員に選ばれる可能性のある方に、まもなく名簿記載通知を送送します。

裁判員制度
広報キャラクター
さいニャン



裁判員の役割

審理

法廷に立ち会って、証言等や証拠を見聞きします。

評議

法廷で見聞きしたことをもとに、裁判官と一緒に議論します。

判決

法廷で裁判長が判決を宣告します（裁判員としての役割も終了します）。

裁判員等選任手続の流れ

11月中旬

☆候補者への通知
調査票の送付

6週間前まで

名簿からくじで選ばれた方に
選任手続期日のお知らせ・質問標
を送付

選任期日当日

裁判所での選任手続

☆ 裁判員候補者名簿記載通知について

令和6年裁判員候補者名簿に登録された方(選挙権を有する18歳以上の方の中からくじで選ばれた方)には、**本年11月中旬頃**、通知と調査票をお送りします。

この通知は、来年2月頃からの約1年間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。

なお、この段階では、まだ裁判員に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません（実際に裁判所にお越しいただくことになった場合には、別途お知らせします。）。

《名簿記載通知送付用封筒サンプル》（令和5年11月送付分）



☆ 調査票について

この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして裁判員候補者の方々のご負担を軽減するためのものです。

お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

☆ 辞退の申出ができる時期について

辞退の申出ができる時期に制限はありません。

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票や裁判所で行われる選任手続の際に辞退を申し出ていただくことも可能です。

☆ 裁判員裁判に参加された裁判員経験者の声

裁判員として参加された方の **96.3%**の方が「非常によい経験と感じた」又は「よい経験と感じた」と回答されています（令和4年度アンケート調査結果より）。

【裁判員経験者の方の声】



年代の違う方の意見や、多方面からの視点に気づかされることが多かった。法律に関心が湧いたし、もっと社会に目を向けようと思えた。（20代、学生）

何も知識がない素人でも不安になることなく参加できました。
裁判員は誰が選ばれても大丈夫なんだと思えるたくさんの配慮がありました。
貴重な体験になりました。（40代、専業主婦、専業主夫）



裁判員制度は国民の皆さまの積極的なご参加により、円滑に実施されています。

引き続きご理解とご協力をお願いします。



🔍 裁判員制度をもっと詳しくお知りになりたい方へ！

ウェブサイトはこちら

<https://www.saibanin.courts.go.jp/>



名簿記載通知、調査票について

Q&A

裁判員経験者の方々の声

裁判員制度に関する動画

など

ご存知ですか?知財調停

知的財産権に関する紛争の解決に知財調停を利用してみませんか。

東京地裁・大阪地裁に申し立てることができます。

知財調停の特徴・利点

① 柔軟性

- ・ 解決したい紛争を当事者が設定(特定の争点に絞った解決も可)
- ・ 調停委員会の助言等を得て、当事者間の自主的交渉に戻ることも可能

② 迅速性

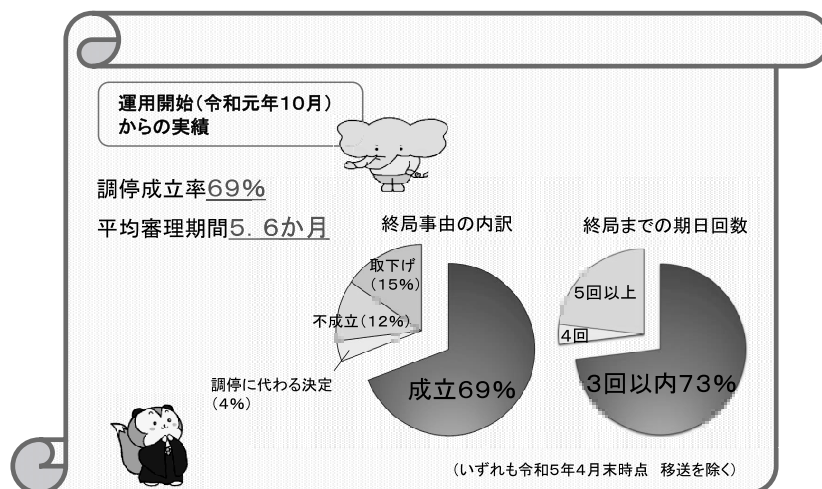
- ・ 原則として第3回期日までに、調停委員会が争点について一定の見解を示し、迅速な紛争解決の実現を目指す

③ 専門性

- ・ 調停委員会は、知財部の裁判官と知財事件の経験が豊富な弁護士・弁理士などで構成

④ 非公開

- ・ 手続は非公開



標準営業約款制度【Sマーク】をご存じですか!



標準営業約款制度は、法律で定められた消費者(利用者)擁護に資するための制度です。

厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した、「理容店」、「美容店」、「クリーニング店」、「めん類飲食店」、「一般飲食店」では、店頭でSマークを掲げています。登録店は、安心・安全・衛生を約束する信頼できるお店です。

詳しくは、(公財)徳島県生活衛生営業指導センター
(TEL: 088-623-7400) までお問い合わせください。

新人職員紹介

名 前: 中野 壮志
所属課: 税務会計課

8月より税務会計課に配属になりました中野と申します。分からないことばかりでご迷惑をかけると思いますが、一日でも早く仕事を覚え牟岐町の力になれるよう頑張ります。



第8号



牟岐町スカパラダイスオーケストラ

山河のみぎした生活日記

地域おこし協力隊

こんにちは。牟岐町地域おこし協力隊の石橋山河です。港にカマスが回ってくる季節になりました。

牟岐町で過ごす二回目の夏は、大雨のなかで踊ったり、牟岐の綺麗な海で泳いだり、サーフィンしたり、溪流釣りでアブに襲われたり、いろんな物語がありました。その中でも、大漁旗を掲げた船が牟岐大島に向かう勇壮な光景を見ることができた姫神祭は一番の思い出になりました。祭りの終盤には、牟岐町の若者達が集まって結成したバンド「牟岐町スカパラダイスオーケストラ」の演奏がありました。なんと、私もバンドの一員としてステージに上がりました。担当はタンバリンです。各々練習してきた「音」たちが、本番で合わさったときの感動は忘れられません。そして祭りのフィナーレに打ち上げられた花火は、海面に反射しながら牟岐の広い空に開き、その爆発音が山々に反響して大迫力でした。町の人が協力して作り上げる祭りにすっかり魅了されてしまいました。ひと夏の思い出では収まらず、人生の記憶として心に刻まれることになるでしょう。

阿波おどり



阿波踊り

徳島県に移住したからにはやってみたいと考えていた「阿波おどり」。ありがたいことに牟岐町の連にお誘いだきその夢が実現しました。海部郡のいろんな祭りや場所ですることができ、徳島市では、大雨のなか一生懸命に踊る経験ができました。「阿波踊り」を通じて、牟岐町の人と関わったり、海部郡のいろんな祭りに参加できたりと、とても貴重な経験をさせていただきました。なにより練習後に連の人たちと飲むビールが美味しかったです。



むぎ青空プロジェクトで人生初の「シャワークライミング」に挑戦してきました。自然をダイレクトに体感することができて、遡上する魚の気持ちになれました。牟岐町の夏は、遊ぶ場所がたくさんあり、時間が足りないです。

ブログ

移住生活日記を発信中



Instagram

徳島の景色を発信中



北海道地震津波の記録

「海が来た日」より

大津波―父に教えられて

大牟岐田 故中山 清

私は当時十六歳、日和佐の海部中学校（現日和佐高校）へ始発列車で通学していた。その日は二学期の終業式だった。家族は父母、妹二人で父はするめ釣りの漁から帰っていた。私はいつも午前四時半に起きていたので、もう目が覚めていた。

突然大きな地震が揺れだした。まだ火は使っていなかったのに、父は直ぐに入口の戸を開けた。皆が大黒柱につかまって収まるのを待ったが、随分長い間揺れたように思った。父は「すぐに津波が来るぞ」、家が流されてしまう、着物を着れるだけ着て、海蔵寺へ逃げよう」と言った。

地震が収まるのを待って、皆着れるだけの服を着た。私は位牌と掛蒲団一枚を持って先に飛び出した。海蔵寺へは近道がよいと思いい、北側の観音寺川の方へ向かった。しかし、十メートルぐらい行った川のそばの道路にはもう津波の第一波が来ており、すぐ

に膝までつかってしまった。慌てて家に引き返したら家の前にはまだ波が来ていない。父に「川の方へ逃げる阿呆があるか」と叱られた。妹二人を父母が一人ずつ背負い、父はお金と米の入った一斗缶を持って皆が南側の広い道路へ出た。近所の人は既に皆避難して誰もいなかった。

父を先頭に親子五人真暗な町筋を西へ走った。農協の辻を北へ東七間町を進み、すぐ大梅酒店の横を左折又西へ七間町に出て、海蔵寺へ向かって走り続けた。途中いつ頭の上から津波が襲いかかって来るのかと心配しながら、ようやく海蔵寺の石段下までたどり着いた。津波はまだここまで来ていない。しかし石段は避難して来た人でいっぱい、身動きできない。父は持って来た一斗缶を中野さん宅の屋根にのせ、私も掛蒲団を道路脇に投げ捨てた。手摺のなかった石段を父が先頭で縦に手をつないで必死に上った。ようやく海蔵寺まで上ったところに下で、「波が来たぞ」という声が聞えてきた。

焚火にあたりながら夜明けが待ちどおしくまた怖かった。東の空が明るくなってきた。下を見おろすと私の家の方はみんな流れずに屋根が見えてほっとした。しかし川より北側の坊小路はほとんど流れ、観音寺も流れてしまった。特によく遊びに行った井元さんの家が流れてしまい、何も残っていなかったのは気の毒だった。

波も収まって夜も明け、父と家に帰ってみたら床上一メートルぐらいまで波に浸って何もかもめちゃめちゃ、入口には大きな木臼がどんと座りごみの山で、その中に浜筋の川辺高蔵さんの表札が流れてきていたのに驚いた。秋にとった芋壺の中のさつま芋も全部流れてしまい畳の上には米の一斗缶が倒れて空っぽになっていた。父が持って逃げた一斗缶はとうきび粉だった。私は位牌を風呂敷で背負って逃げたが、慌ててすっぽ抜かして中には何も無かった。家に帰ってみると畳の上に位牌がのっていた。背負った際に落ちたのが畳の上で浮き上がって、流れずそのまま残っていた。慌てた時はうろたえて失敗ばかりだった。

一週間ぐらい同倫の生田さん宅の一部屋を借りて仮住い、父母は家の後片づけをした。その後長い間二階で生活し不自由な生活だったが、家や家財を流されてしまった人が多かったので辛抱できた。

そして何よりも怪我人がなく嬉しかった。

私たちは南海地震より前の戦時中、昭和十九年十二月七日の東南海地震、二十年一月十三日の三河地震の際にも潮が狂って、灘へ避難して福井さん宅へ泊めてもらった。父は釜石や宮古で三陸大津波の話を聞いて、常から津波の時の避難の道順を決めていたようだった。私も百年目にくる津波の話は中学校の地理の授業で習っていたが、いざ地震津波に遭遇したとき、うろたえてしまっ

て逃げ道に失敗した。もし父が戦争から帰っていなかったら、私たち母子だけではどうなっていたか思い出してもゾーッとした。津波の第一波に膝まで浸って父に叱られたことを思い出し、常日ごろから避難場所と道順について家族で話し合って、充分頭に入れておくことが必要と痛感している。

また五十年たった今、建築方式や生活様式も変った。しかも家の中は当時と違って、蛍光灯、ガラス戸、食器棚、書棚、テレビ、洋服タンスなど危険物でいっぱい、地震で倒れたり壊れたりする対策も考え、又プロパンガス、電気器具、石油ストーブなどの地震による火災の対策も考えなくてはならない。

漁港に係留してある漁船はFRP船になり、大型化し船数も何倍にも増加している。

避難路、避難場所についても、昔かけ上った崖は殆どコンクリートよう壁に変っている。どこへ避難するか常に考えておかねばならない。

津波十訓をよく読み、あらゆる対策をきめこまかくたてて、自分の身は自分で守る―鉄則を常に頭の中にいれておき、非常時に対処できるように備えておくべきである。



PICK UP MUGI

かずら工芸”むぎ笛”

活動内容を教えてください。

毎月第2日曜日午前9時から自宅で活動しています。

牟岐町に対する要望は。

牟岐町文化祭の催しをずっとずっと続けてくださ〜い。

今後の目標は。

世界でただ一つのかずらの籠を作り続けたいです。

「広報むぎ」の感想は。

町の動き、内容も良く分かり、いつも楽しみにしています。



代表者 家形 笑美子
0884-72-0248